

三次市教育委員会告示第 号

三次市英語検定料補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受検機会の拡大による中学生の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受検する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において三次市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、三次市立中学校に在籍する生徒の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者をいう。以下同じ。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、英検3級及び準2級以上の受検に係る検定料とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、補助金の交付は、

同一の生徒1人につき、1年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼委任状（様式第1号）を、英検を受検する生徒が所属する中学校の校長（以下「校長」という。）を経由し、教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項に定める交付申請書兼委任状を受理したときは、その内容を確認し、検定日（一次試験）の20日前までに、交付申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 教育委員会は、前条第2項に定める交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第3号）により、校長に通知するものとする。

(決定事項の変更)

第7条 校長は、前条に定める交付決定の通知を受けた後、交付決定の内容を変更する必要があるときは、速やかに変更交付申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付決定通知書（様式第5号）により校長に通知するものとする。

(受検の中止)

第8条 校長は、補助金の交付決定を受けた検定（以下「補助対象検定」という。）の受検を中止しようとするときは、速やかに英検受検中止承認申請書（様式第6号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、英検受検中止承認通知書（様式第7号）により校長に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 校長は、補助対象検定（二次試験）の終了後、30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 教育委員会は、前条の規定により実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 校長は、前条に規定する通知書による通知を受けた後、補助金交付請求書(様式第10号)により教育委員会に請求するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 教育委員会は、前条の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため、教育委員会が特に必要であると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 補助金は、委任状により教育委員会が校長に交付し、校長が当該生徒の保護者に交付する。ただし、校長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(備付帳簿等)

第13条 校長は、補助対象検定に関する金銭出納簿等の帳簿を備付け、証拠書類とともに整備し、10年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。